

日常生活支援

社会福祉課 ☎(32)8900

障がいのある方の自立と日常生活の向上のためのサービスを提供します。個別に支給決定が行われる障がい福祉サービスと、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業があります。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要になりますので、まずはご相談ください。

■障がい福祉サービス

種類	事業名	事業の概要
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において必要な支援を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	居室等を利用させるとともに、家事等の日常生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	就労選択支援	就労アセスメントに基づいて、本人の希望や能力に沿った就労の機会を提供していくための支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して就労した人に、就労の継続を図るために必要な支援を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
支援給付 地域相談	地域移行支援	入所・入院していた人に住居の確保その他の地域生活に移行するための必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する人に常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設等を利用しており一人暮らしを希望している人に必要な支援を行います。